

2021 年度提言要旨

「林業の成長産業化」から「グリーン成長」への転換は本当か —2021 年「森林・林業基本計画」の検討（1）—

2021 年 6 月に新たな「森林・林業基本計画」が策定・公表された。この計画では、2020 年 10 月の菅首相による「2050 年カーボンニュートラル宣言」を受けて、林政も「グリーン成長」へ転換することを打ち出し、「新しい林業」などによりそれを実現させるとしている。

また、林政はここ 10 年間、「林業の成長産業化」の路線を走ってきたが、今回の計画では、その負の側面（不都合な真実）を明示したことも大きな特徴である。

では、「グリーン成長」への転換は本当なのか。林業成長産業化路線の負の側面は克服されるのか。

今回の提言は、以上のような問題意識に基づいて作成したものである。

第 1 章 施業上の「不都合な真実」は是正されるのか

第 1 節では、2016 年の森林・林業基本計画が「林業の成長産業化」を唱えて、この 5 年間に「森林経営管理法」の制定を含めてかなり強引に短伐期皆伐路線を押し進めてきたことを述べた。

第 2 節では、林野庁が認めた「施業上の不都合な真実」についての是正方策について検討し、打ち出された 2 つの柱（「適正な伐採と更新の確保」「森林計画制度の下での適切な施業の推進」）がともに実効性を持たないことを明らかにした。

第 3 節では、対策が実効性を持たない原因を、指導・助長レベルにとどまっていることに求め、実効性を持たせるには、規制が重要とし、そのための森林法の改正等を提起した。

第 2 章 2021 年「計画」における「グリーン成長」について

第 1 節では、今回の計画の「はじめに」の部分引用しつつ、林野庁の「グリーン成長」の理解や構えについて高く評価した。

第 2 節では、「グリーン成長」を支える「新しい林業」について取り上げ、その概念と内容、発想の根拠などを整理するとともに、エリートツリー、自動化機械、経営モデル試算、森づくりの考え方などの諸点について検討を加え、結局、「新しい林業」とは、実際には「林業の成長産業化」路線を継承しつついびつな発展方向に向かっているとした。この方向は「持続可能な森林管理（経営）」とは相反するとした。

第 3 節では、「森林の有する多面的機能の発揮に関する目標」を検討し、これ

までの計画の数字や考え方に一切変更はなく、この面からも「林業の成長産業化」路線を維持しているとした。

第4節では、「カーボンニュートラル実現への貢献」に関する計画内容を2016年の計画と比較検討し、ここでも大きな変化はなかったとし、カーボンニュートラルへ向けての林政の大転換は意図されていないとした。

第5節では、これまでの検討結果をまとめ、今回の計画は、表面的にはさておき、実質的には、「林業の成長産業化」路線の継承と強化であるとした。

第3章 「望ましい林業構造」について

第1節では、森林・林業基本法に規定された「望ましい林業構造」像（＝担い手論）について、2001年計画から2016年計画までの変遷を略述した。

第2節では、今回の計画について、大規模所有者以外の森林所有者が基本的に担い手から排除され、経営受託する林業経営体は大規模化、効率化を求められ、さらに川中の製材工場や木材市場が林業へ進出することを強力に推進しようとしていると整理した。これも「林業の成長産業化」路線の強化そのものと評価した。

さらに、林野庁は、近い将来の森林管理（経営）の担い手をどのように想定しているかを検討した。その結果、1万ha（内人工林43百ha）規模の森林を、森林組合あるいは民間事業者が経営（9千m³の素材生産、86haの施業）することとしていることを明らかとした。さらに、このような森林組合や民間事業者は、全国で1千万ha—1千5百万haほどカバーすることが想定されていることを明らかにした。

第3節では、このような林野庁が推進する担い手像を実現するための環境条件整備として、近年の「森林経営管理法」制定、「国有林野管理経営法」改正などを改めて位置付けた。

「おわりに」では、これまでの検討を総括し、今回の森林・林業基本計画は、一見すると「林業の成長産業化」路線から「グリーン成長」路線への転換のようにみせかけているが、実質的には「林業の成長産業化」路線の拡充強化となっておりとし、「持続可能な森林管理（経営）」とは相反するとした。その上で、「林業の成長産業化」路線は、現在の「森林・林業基本法」に反しているわけではなく、同法に基づいていることを述べ、早急に日本の森林法制全体を「持続可能な森林管理（経営）」の考え方に基づいたものに転換する必要性を述べ、林野庁にも検討を開始するよう要請した。